

青森県地球温暖化対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1 青森県における地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第22条に基づく地方公共団体実行計画協議会として青森県地球温暖化対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2 推進協議会は、委員15人以下をもって構成する。

2 委員は、学識経験者等から知事が委嘱する。

3 推進協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

4 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(委嘱期間)

第3 委員の委嘱期間は、委嘱の日から2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(所管事項)

第4 推進協議会は、法第21条に規定された地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定等に係る協議を行う。

2 推進協議会は、法第21条に規定された地方公共団体実行計画（区域施策編）の進捗状況の評価及び必要に応じた連絡調整を行う。

3 前2項に定めるもののほか、推進協議会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 気候変動適応法第12条に規定された地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定等に係る協議

(2) 気候変動適応法第12条に規定された地方公共団体における地域気候変動適応計画の取組状況の共有

(会議)

第5 推進協議会の会議は、環境生活部長が招集する。

2 推進協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 推進協議会は、必要により議事に関係のある者の意見及び説明を聴取することができる。

(部会)

第6 推進協議会は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

2 部会は、推進協議会委員及び検討テーマに関連する分野の有識者等をもって構成することができる。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第7 推進協議会の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は環境生活部長が定める。

附則

この要綱は、平成22年 3月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年 7月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3年 4月28日から施行する。